

第2章 重点施策の推進

1. 施策推進の基本的な考え方

第1章で述べたように、本計画は岐阜市総合計画における「市民と行政の協働」の理念を福祉分野において追求する計画であり、基本的な視点として「公民協働の視点」があります。そのため、地域福祉施策は、公民協働の視点に基づいた推進が求められます。2008（平成20）年3月に策定された「協働型市政運営行動計画」では、市民と行政がともにまちづくりを担っていく社会をめざし、「明日の住民自治像」として「市民がまちづくりの主権者である協働社会の実現」を掲げています。

本計画においてもこの基本的な考え方を共有し、地域住民を主体にした協働によって、各々の地域福祉施策（第3章参照）の推進をめざしていきます。

2. 重点施策とは

本市で行う地域福祉施策のなかで、地域住民のニーズが高い施策、緊急性が高い施策について抽出し、具体的な施策をあげて重点的に推進していく施策を「重点施策」としています。

第2期地域福祉計画では、以下の4つの施策を重点施策とします。

〔重点施策〕

- 「福祉意識の向上」
- 「地域に根付いた拠点づくり」
- 「地域における災害時要援護者支援対策」
- 「地域福祉活動を行う各種団体の連携」

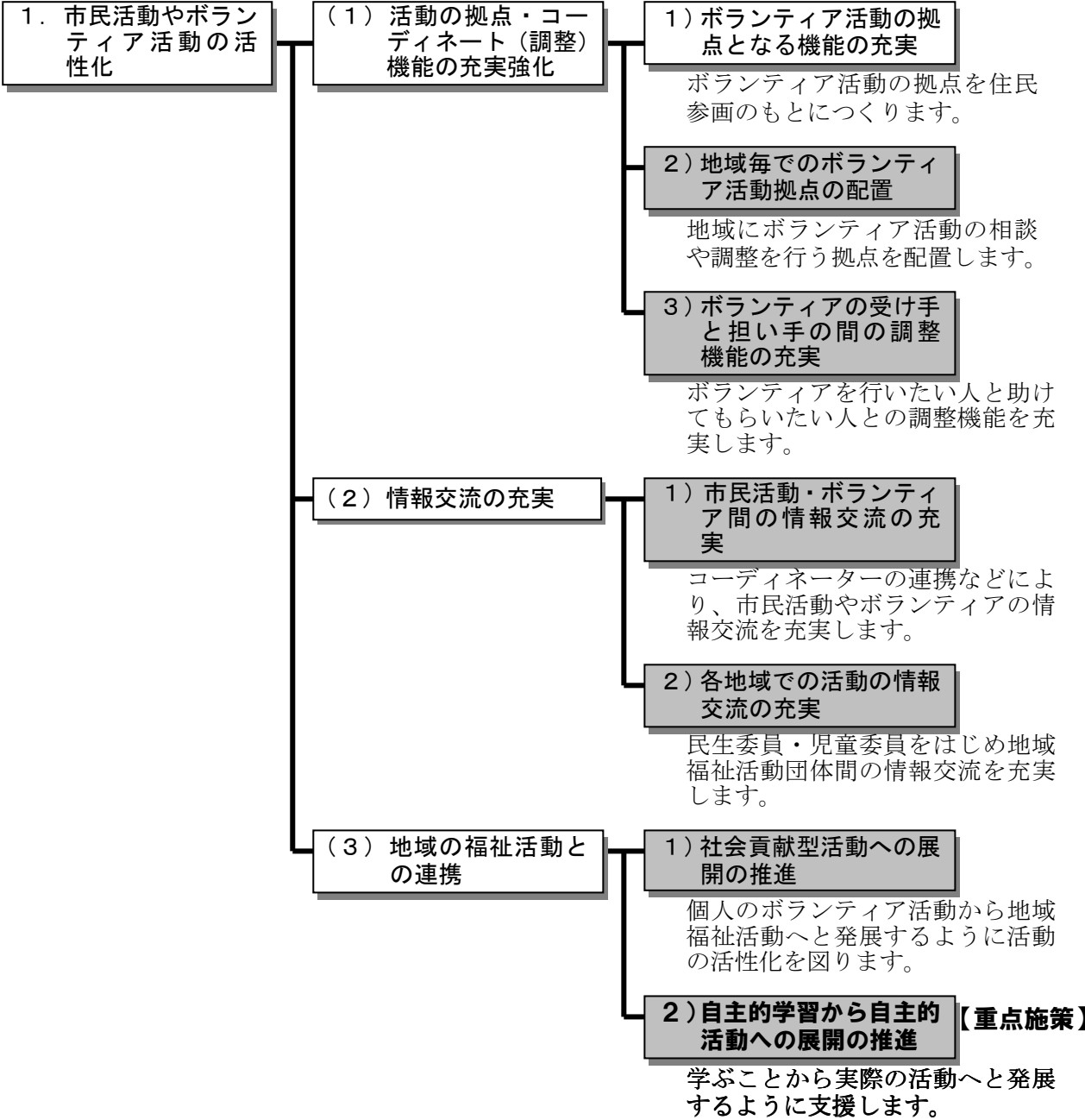
3. 施策の体系における重点施策

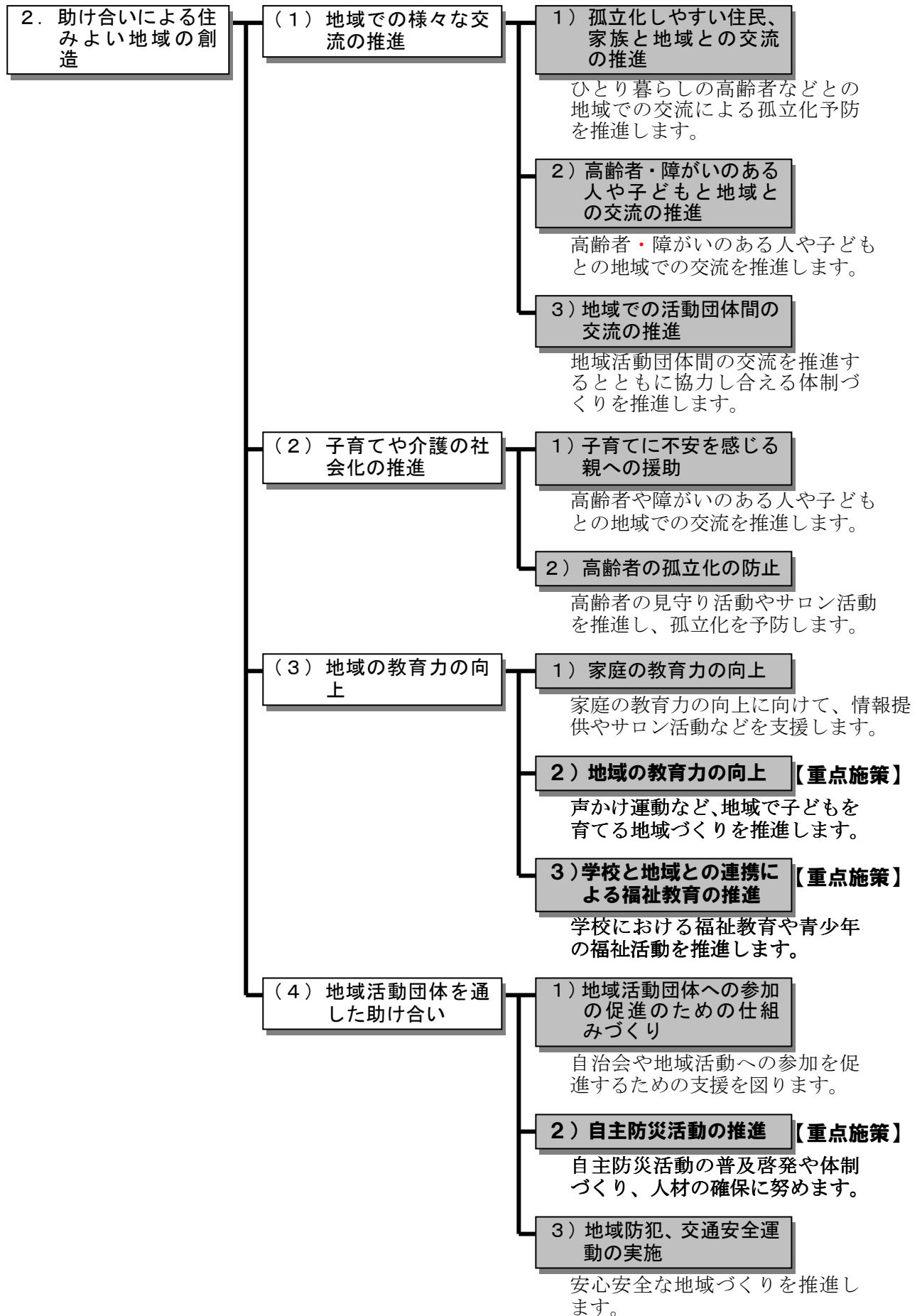
本市の地域福祉施策は4つの柱を頂点にしています。その柱ごとに3～4つの基本項目をあげ、その基本項目ごとに基本方針を立てています。

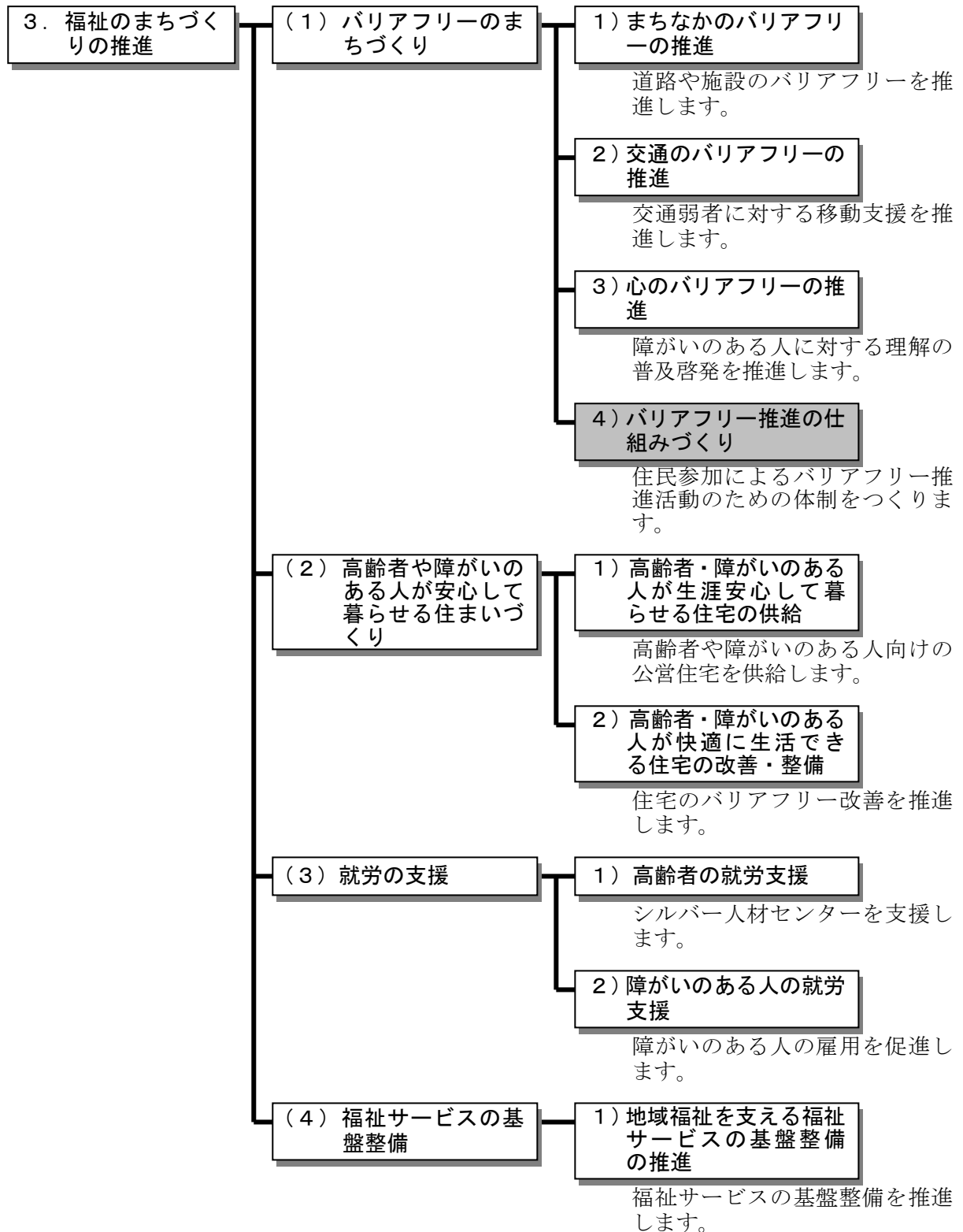
上記であげた重点施策が、どの基本方針と対応しているのか、次ページからの地域福祉計画の体系図に示しています。

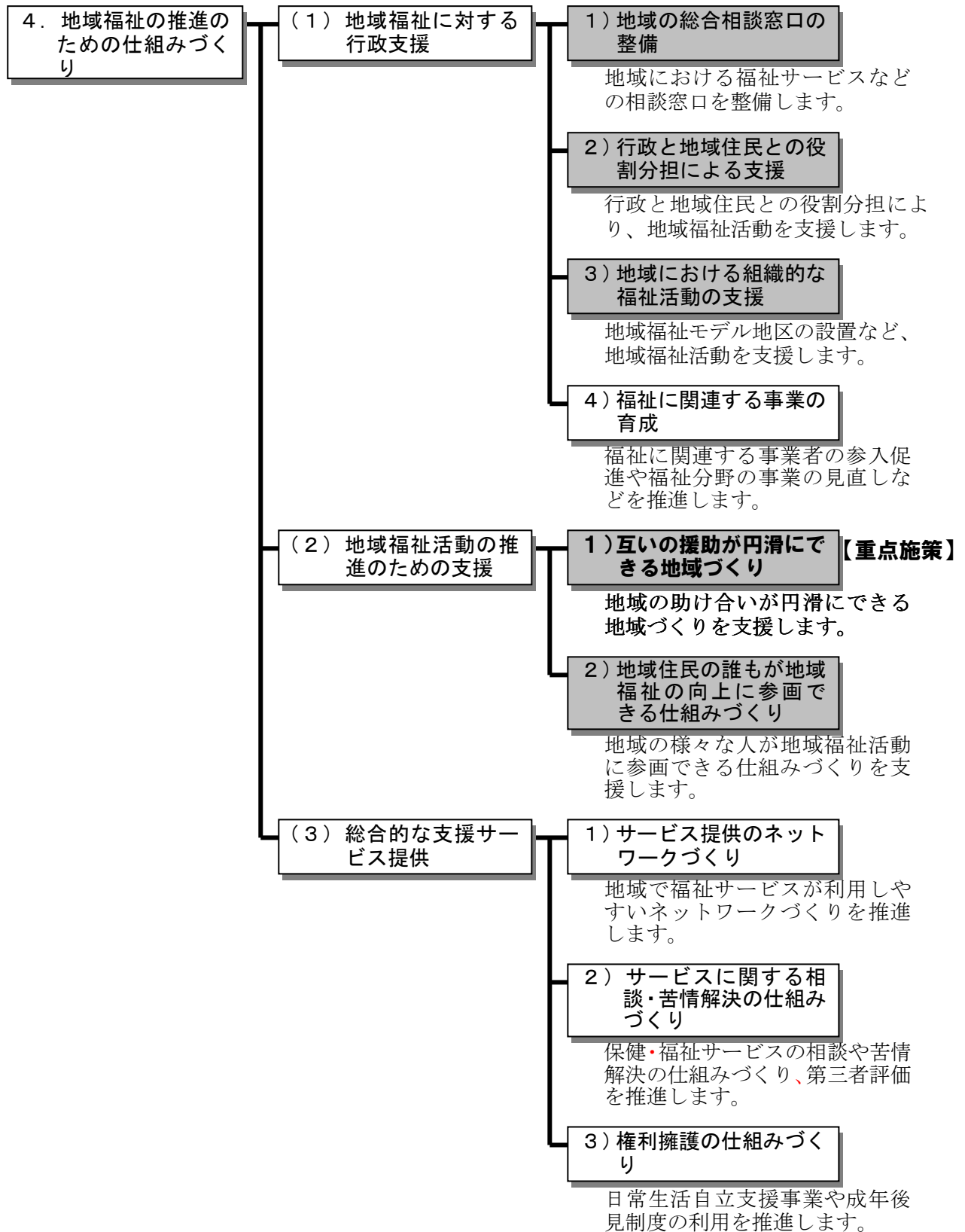
(施策の体系)

地域に直接関係がある施策









4. 重点施策の展開

(1) 福祉意識の向上

1) 地域と連携した学校福祉教育の推進 (35 ページ参照)

地域の未来を見据えたとき、地域の未来を担う子どもたちへの福祉教育が非常に重要な意味をもちます。また、子どもたちへの教育の成果が、その親へと波及していく可能性もあります。そのため学校での福祉教育の強化を推進します。岐阜市社会福祉協議会と連携しながら学校関係者に対して、福祉に関する講習やボランティア活動、地域福祉活動の参加を促し、福祉に対する正しい認識を持っていただきます。

新しい学習指導要領では、総合的な学習の時間において学校の実態に応じて、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動を行うものとし、ボランティア活動などを積極的に取り入れることとしています。

また、学校関係者が福祉に関する講習会の受講やボランティア活動、地域福祉活動に積極的に参加することを、教育委員会、岐阜市社会福祉協議会と連携して推進していきます。加えて、岐阜市社会福祉協議会で実施する福祉出前講座など福祉教育の啓発事業を支援します。

【具体的な施策】

- 岐阜市の学校の教員を対象に、教育委員会と連携して、福祉教育についての研修の充実を図ります。
- 学校教育等でボランティア活動に対する理解を深めます。
- 地域の人々の参加を促進しながら、住んでいる地域のことを学習する総合学習について、各学校を支援します。

2) 地域福祉活動の核となる人の養成 (27 ページ参照)

現代の社会的課題を共有し、課題解決に向けた学びと活動が地域で循環していく仕組みをつくっていくことが大切です。そのための学習機会や学習情報の充実など生涯学習・社会教育振興の役割は大きく、地域福祉をはじめ協働を推進する施策との連携も必要です。

地域の各世代の方々など、より多くの人々が課題意識・役割意識を持って地域活動に加わってもらうために、いろいろな講座などを通して、その意識を社会へ還元できる環境づくりを推進します。また、各種団体の協力を仰ぎ、その人の経験が活かせるような立場を担ってもらえる環境づくりを促し、地域に巻き込んでいくよう努めます。

また、高齢者の見守り等支援のための国の助成制度の活用を視野にいれ、地域の見守り活動を活性化させるとともに、その地域の核となる人材の確保、養成にも努めます。

【具体的な施策】

- まちづくりの担い手となる人材を養成するため、地域の課題を自ら発見し、課題解決の手法を学ぶことを通じた地域づくり・まちづくりのリーダー等を養成する「地域課題解決入門講座」を開催します。
- 団塊の世代の方々がこれまで培ってきた知識や技術を活かしながら地域へ還元できる人材を養成するため、市民講師養成事業を実施します。
- 地域団体やNPOの活動を活発化するため、地域やNPOをはじめ、様々な社会課題の解決を図るための自主的な市民活動に対し、公募、公開審査を経て助成を行う、市民活動支援事業を実施します。
- まちづくりへの気付きと発見のきっかけを提供することで、市民一人ひとりの日常的な習慣行動として、まちづくりに貢献する市民運動を促進するため、「岐阜版ソーシャル・プロモーション事業^{*}」を実施します。

^{*}「岐阜版ソーシャル・プロモーション」とは、市民一人ひとりが社会的課題を意識し、日常生活の改善を積み重ね、まちづくりへの貢献に高めていくための施策手法です。例えば、マイバッグ運動や打ち水を市民一人ひとりが行うことを推進していくことで、地球温暖化の防止に役立てることで。

3) 地域福祉の意識共有 (35 ページ参照)

福祉活動が誇りを持って行えるような環境づくりや、高齢者、障がい者などに対する偏見をなくすため、広報やホームページなどで福祉意識の啓発を図ります。

また、長良川大学をはじめとする様々な講座を通して、福祉意識の向上を図ります。

【具体的な施策】

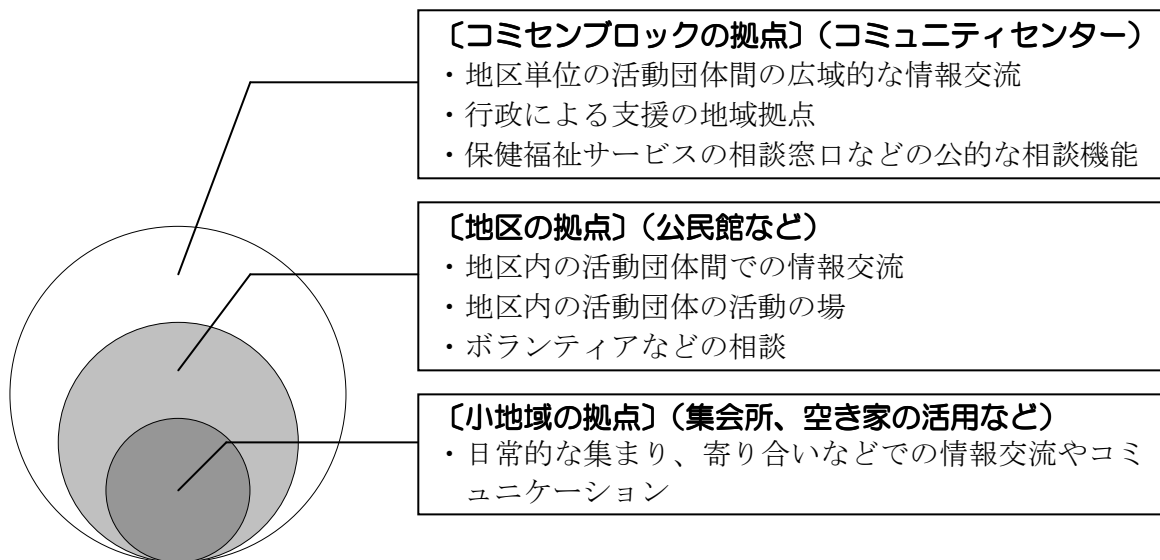
- 福祉意識向上のため、市広報紙及び市のホームページにおいて、福祉意識向上につながるものについて広報・啓発を推進します。
- 人権啓発をすすめるため、高齢者、障がい者、子ども、ひとり親家庭やホームレスなど、様々な人の人権に関して市民にわかりやすい啓発資料、学習資料を発行します。
- 人権啓発をすすめるため、人権を尊重するまちづくりを呼びかける「人権の広場」を開催し、広く人権に関する市民の意識高揚を図るとともに、地域等の人権教育啓発の指導者育成を目的とした「人権に関する学習講座」を開催します。
- 「子どもの権利条例」推進事業として、子どもの権利条例の周知、また学校・地域社会等あらゆる場で教育啓発していきます。
- 長良川大学の講座内容を充実させる中で、福祉意識の向上を図ります。
- 団塊世代の方々の地域活動への意欲を向上させるため、団塊世代の方を対象に、地域のまちづくり活動につながるための学びの場を提供します。
- 地域福祉における意識共有向上を市全体に広げていくため、地域住民、岐阜市社会福祉協議会と連携して、地域福祉に関する取り組みが活発な地区を「地域福祉モデル地区」として指定し、活動に対する支援を図るとともに、取り組みを広報し、他の地区での取り組みの活性化の促進に努めます。

（２）地域に根付いた拠点づくり（51 ページ参照）

地域で住民の自主的な活動を活発化させるには、その活動のための場が必要となります。現在、その場として想定できるものは、コミュニティセンターなどがありますが、より地域に根付いた場所が各種団体の活動の拠点となるように、既存の施設（保育所や児童館）の活用を視野に入れ、拠点づくりに努めるとともに、身近な拠点となる公民館について研究し、またコミュニティセンターの充実を図ります。

また、地域の関係機関・団体の一層の連携・ネットワーク化の契機、さらには、地域のつながりの再構築による福祉コミュニティのシンボルともなる活動の拠点づくりを、県の助成制度を利用しながら推進していきます。

図 1-2-1 拠点形成の考え方の概要



【具体的な施策】

- コミュニティセンターを地域活動の核とするため、地域との協働によるコミュニティセンターの運営を行うとともに、「ふれあい保健センター」による地域の保健・福祉の支援機能の充実を図り、岐阜市社会福祉協議会設置の「地域活動コーディネーター」に対し支援します。
- 地域の連携・ネットワークづくりの役立ち、地域のつながりの再構築の一助とするため、地域の活動の拠点づくりに対して、県の助成制度を利用しながら支援していきます。
- 地域団体の連携・ネットワークを強化するために、その場となりうる公民館の機能を充実させる中で、市民の主体的な地域のまちづくり活動の推進に活用できるような環境整備について検討していきます。

(3) 地域における災害時要援護者支援対策 (38 ページ参照)

大規模な災害が発生したときには、行政の力だけでは十分な対応を行うことができません。地域住民自ら、災害に対する意識を高めるとともに、地域の高齢者、障がいのある人など、災害が起きた際により援護が必要となる人たちを把握し、避難や救助の活動にいかに関与していくかということは重要となります。

災害はいつ起こるかわかりません。万一のため、援護を必要とする人たちがどこにいるのかを確実に把握し、その個人情報などを慎重に扱いながら、救助や避難の際に活用します。

【具体的な施策】

- 要援護者台帳の定期的な更新に努めるとともに、配布された台帳に基づき民生委員・児童委員の方等が、援護者宅を訪問し、新たな情報を台帳に記入するなど見守り活動の推進に努めます。
- 地域ごとに、自主防災隊、民生委員・児童委員及び消防団等のネットワーク化を図るための「(仮称) ○○地域要援護者情報協議会」の設立を進めます。
- 要援護者の安否確認、避難誘導、救出救護活動等を実施するため、担当支援者の確保に努めます。要援護者を支援する担当支援者は、要援護者に近いほど任務遂行が容易となり、また担当支援員が被災する可能性もあることから、複数の支援員を確保に努めます。
- 要援護者に対する支援を的確に行うため、要援護者と支援者がともに参加する防災訓練や災害図上訓練(D I G)など要援護者参加型の防災訓練の実施を進めます。
- 要援護者を含めた住民の防災意識を高めるため、防災パンフレットの配布や防災・福祉関係に関する出前講座を開催します。

図 1-2-2 要援護者に対する担当支援者確保のイメージ

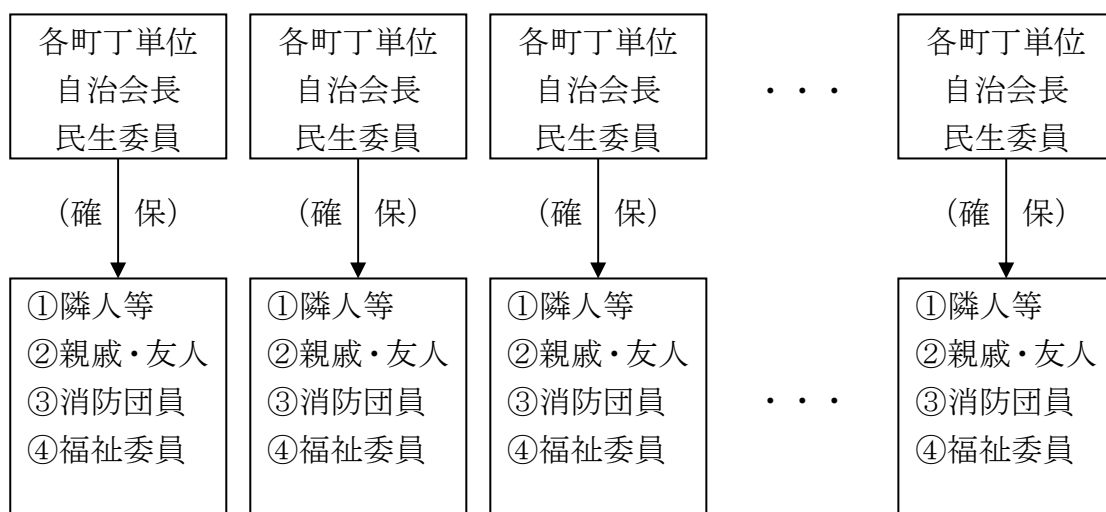
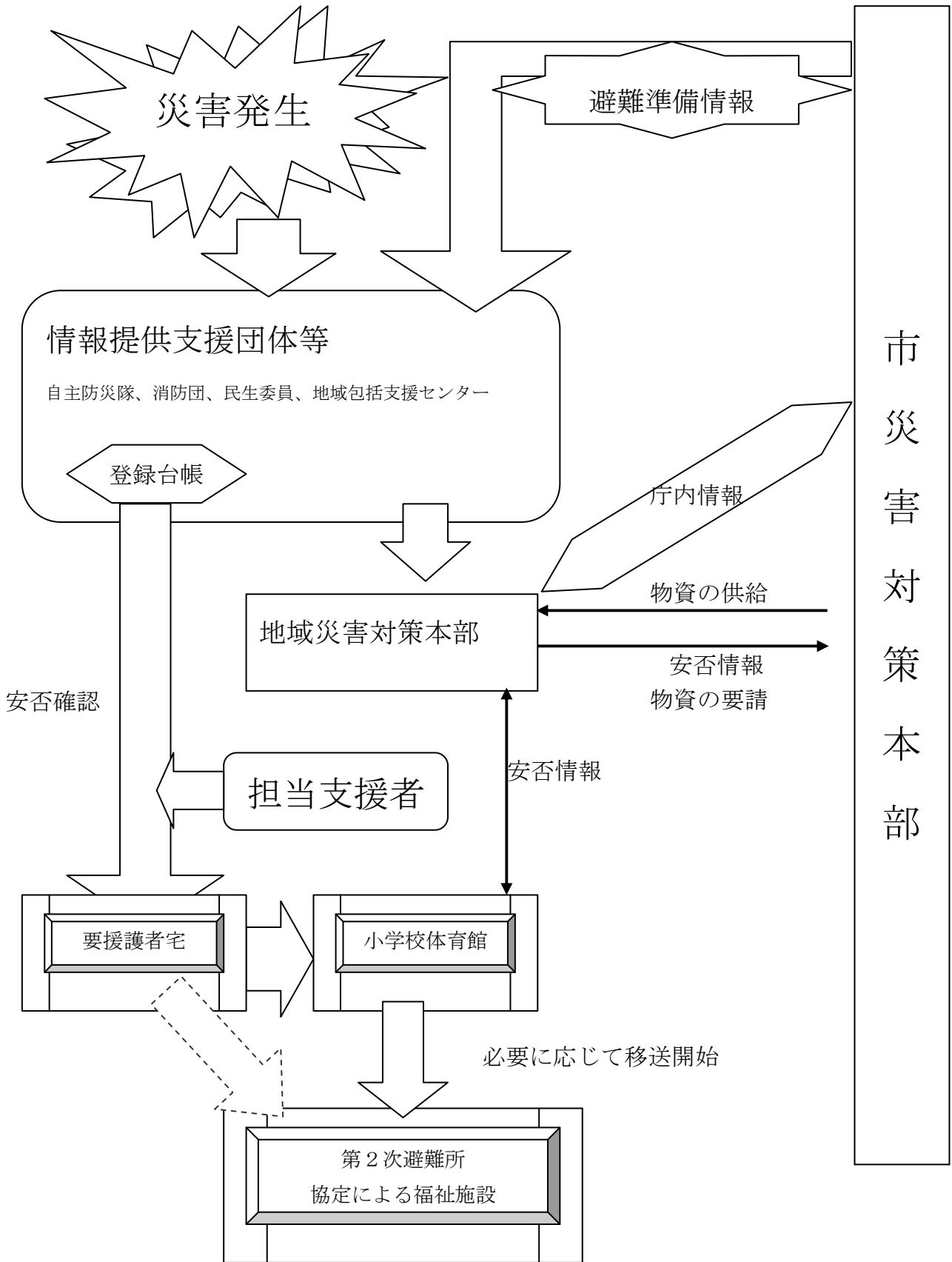


図 1-2-3 災害発生時の対応



（４）地域福祉活動を行う各種団体の連携（51 ページ参照）

《地域福祉活動者（団体）の整理》

地域福祉に関する主な活動者（団体）を整理すると、以下のように想定されます。

自治会、社会福祉協議会支部、民生委員・児童委員、福祉委員、老人クラブ、ボランティア団体、企業（ボランティア）、個人のボランティア、NPO法人、学校（ボランティア）、その他の関係団体

さらに地域住民についても、地域におけるお互いの助け合いの視点から見れば、サービスや支援の受け手であると同時に、支援の担い手でもあります。

また、地域にある社会福祉施設、学校、医療機関などをはじめ多様な社会資源への働きかけも必要です。

《地域福祉活動者（団体）による連携の仕組み》

地域団体による活動は福祉だけではなく、環境や教育など非常に多岐の分野にわたっています。したがって、福祉の問題を単独として考えるのではなく、広く地域のまちづくりの一分野として捉え、各団体が連携する仕組みをつくる必要があります。

本市では、2007（平成 19）年 4 月から「岐阜市住民自治基本条例」が施行され、「市民がまちづくりの主権者である」ことを基本理念に、市民の参画と協働による住民自治の充実をめざすこととしています。2008（平成 20）年 3 月には条例のアクションプランとして「協働型市政運営行動計画」が策定され、地域住民をはじめボランティア市民及び事業者が主体的にまちづくりに参画すること、市としてそれを支援していくこととしています。

そのため、将来、都市内分権の基盤として、地域でまちづくり活動の全体像を把握し、調整できる機能を持つことができるよう、また地域と行政の協働を推進するため、地域住民が自ら「まちづくり協議会」を設立、主体的に運営できるような支援を行っていきます。

【具体的な施策】

- 「ふれあい・いきいきサロン」事業など住民活動の普及、拡大を支援し、地域における保健福祉支援ネットワークの構築を進めるため、岐阜市社会福祉協議会の実施する「ふれあいネットワーク事業」を支援します。
- 地域力を高め、地域が主体的に「安全で快適な魅力ある地域のまちづくり」を進めるために、地域の連携、話し合いによるまちづくりの取り組みを段階に応じて支援します。そのため地域が主体的に設立する「まちづくり協議会」の活動を支援します。
- 地域団体の連携・ネットワークを強化するために、その場となりうる公民館の

機能を充実させる中で、市民の主体的な地域のまちづくり活動の推進に活用できるような環境整備について検討していくとともに、公民館主事を対象に、ボランティア研修の実施を進めます。

図 1-2-4 まちづくり協議会のイメージの一例

